

日本税理士会連合会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができることと税理士法に規定されており、この規定に基づき、税制改正に関する建議書を毎年取りまとめています。そこで、令和5年度税制改正に関する建議書から、資産税関係の項目についてその内容を紹介します。

1. 業務用不動産の譲渡損失の他の所得との損益通算制度の見直し

法人の不動産の譲渡損失はその法人の他の利益と通算され、繰越控除が認められる。また、個人の所有期間5年超の居住用資産の譲渡損失も損益通算及び繰越控除（以下「損益通算等」という）が一定の要件のもと認められている。

一方、個人事業者の業務用不動産に係る譲渡損失については、損益通算等が認められていない。法人・個人間の所得課税及び居住用財産との中立性の確保並びに譲渡損失が生じた場合の担税力の観点から、取得価額の引継ぎを利用した含み損失の贈与や業務転用等による租税回避を防止するために一定期間の業務継続性の要件等を設けた上で、個人が業務用不動産を譲渡したことにより生じた譲渡損失についても、損益通算等を認めるべきである。

2. 取引相場のない株式等の評価の適正化

平成29年度税制改正における財産評価基本通達の一部改正により、取引相場のない株式等の評価方法が見直された。さらに、取引相場のない株式等の評価の適正化を図るためには、①相続開始前3年以内に取得した土地等と建物等についても通常の評価とすること、②評価会社が確実な退職給付債務を負っている場合は、一定額を負債とすること、③土地保有特定会社等の特殊な評価方法を見直すこと、④議決権制限株式などを活用した事業承継を推進するために、種類株式の評価方法を見直すこと、⑤事業承継の円滑化の観点から、相続及び贈与に係る株式評価額には配当金額を反映させないこと等のさらなる検討をすべきである。

3. 相続税の更正の請求に関する特則事由の見直し

保証債務は、相続開始時において確実な債務でないことから、債務控除の対象とされていない。例外的に、主たる債務者が弁済不能の状態にあるため、保証人がその債務を履行しなければならない場合で、かつ、主たる債務者に求償権を行使しても弁済を受ける見込みのない場合には、その弁済不能部分の金額については債務控除の対象となるが、相続開始時点でそのような状況にあることが必要であり、必ずしも十分な救済措置となっていない。

したがって、少なくとも相続開始後5年以内に発生した保証債務の履行については、更正の請求の特則事由とすべきである。

4. 連帯納付義務の廃止

相続税では、申告期限から5年を経過した場合など一定の場合には、連帯納付義務が解除されている。しかし、自らは納税義務を適正に履行した者が、さらに共同相続人の納税義務について、自己の意思に基づくことなく連帯納付の責任を負う結果となることもある。

したがって、連帯納付義務は、その廃止を含めて検討すべきである。また、贈与税に関しても、相続税と同様の措置を検討すべきである。

5. 法人版事業承継税制（特例措置）に係る対応期限の延長、申告手続等の簡素化

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化の影響により、特に中小企業者は、その対応に追われている。同時に、事業継続性に関する中小企業経営者の心理的不透明感が高まっているため、事業承継に関する取組みが遅れ、承継時期を先送りする状況が続いている。

この特例措置は事業承継を集中的に進めるための時限措置であるが、意思決定のための十分な検討時間が必要であり、特例措置の利用者数を増やして円滑な世代交代を税制面から支えるためにも、特例承継計画の提出期限及び相続・贈与の実行期限を、それぞれ令和10年3月末日及び令和14年12月末日まで延長し、各種届出や申告手続の簡素化を行うべきである。

6. 相続税に関する租税条約の締結

平成29年度税制改正により、相続税及び贈与税の納税義務の範囲が見直され、国内に住所を有していない期間の基準が5年以内から10年以内に改正された。これにより国外財産を含めた全ての取得財産に係る相続税及び贈与税の課税範囲が拡大され、その結果、国際的な二重課税が生じるリスクも高くなっている。

したがって、既に相続税に係る租税条約を締結している米国以外の国とも租税条約を締結することによって、当該リスクを解消する必要がある。